

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会役員選任規程

平成 2 9 年 4 月 1 日

規 程 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、役員を選任について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この規程は、社会福祉法第 1 0 9 条に掲げる地域福祉の推進を図る団体として、笠間市内の社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者等を役員として選任することを目的とする。

(選任区分)

第 3 条 理事は次の各号の区分により選任する。

- (1) 社会福祉事業を営業者からの代表者
- (2) ボランティア活動を行う団体からの代表者
- (3) 社会福祉事業について学識経験を有する者
- (4) 地域の福祉関係者、社会福祉に関係のある団体からの代表者
- (5) 議会議員
- (6) 行政関係者

2 監事は、次の各号のどちらかを満たす者で構成し、どちらの区分も含む 2 名を選任する。

- (1) 社会福祉事業について識見を有する者
- (2) 財務管理について識見を有する者

(選任書類)

第 4 条 役員を選任するために、次の書類を作成する。

- (1) 候補者の経歴
- (2) 候補者を役員として選任する理由
- (3) 候補者と本会及び本会役員等との関係
- (4) 候補者の兼職状況
- (5) その他役員候補者に関する情報

(役員決定)

第 5 条 役員は、評議員会で決定する。

(役員不決定)

第 6 条 役員候補者の内、不決定者が出た場合は、新しい役員を選任する。

2 社会福祉法第 4 0 条及び第 4 4 条に記載される欠格事由が確認された場合は、新しい役員を選任する。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、推薦に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 9 年 4 月以降に開催される最初の定時評議員会終結の時から適用する。